

## 地方税統一QRコードの活用に係る検討会（令和3年度第3回）への意見・回答

| 番号                       | 区分       | 意見   | 回答   |
|--------------------------|----------|--|--|
| <b>一括伝送データの送信期限等</b>     |          |  |  |
| 1                        | 地方<br>団体 | <p>■納付データが地方団体へ到着するタイミングについて</p> <p>従来の窓口納付では、本町では納付日から2営業日後に納付書及び収納金が届く仕組みになっています。その後、収納担当部署がOCR処理を行い、税等に関するシステムに取り込むまで、納付日から5営業日程度かかっているものの、2営業日後の時点で納付書が確認できるため、督促状等の発送や電話・文書催告を止めることができている。</p> <p>今回のQRコードについては、全国の金融機関で納入できるメリットはあるものの、金融機関窓口納付を行った際には収納確認が遅れるデメリットがあり、既に導入されているコンビニ収納が速報データ機能を備えていることを考慮すると、これに劣る収納方法となっていることが気になります。QRコード収納にコンビニ収納における速報機能に近い機能を検討できないかお聞きしたいです。</p> | <p>【事務局】金融機関窓口での収納は一括伝送方式を用いて行うこととしており、金融機関によっては後方の事務センター等でQRコードの読取りを行う場合があること等から、第3回検討会でお示ししたとおりの送信期限としておりますが、金融機関に対し、納税者利便、地方団体の適正な収滞納管理の観点から、極力速やかに一括伝送データの送信を行うようお願いしています。</p> <p>なお、地方税共同機構から各地方団体に対しては、納付情報管理ファイル及び納付情報ファイルにより情報を連携する予定であり、納付情報管理ファイルがいわゆる速報情報に相当するものと認識しています。</p> |
| 2                        | 地方<br>団体 | <p>■一括伝送データ作成時の納付日の情報について</p> <p>収納日のデータは督促料、延滞金の徴収に対し、重要な意味をもって来るわけですが、納付日の情報については、納付者の不利益にならないように納付日のデータが付加されるのでしょうか。QRコード読取作業日が収納日とならないことを確認させてください。</p> <p>また、QRコードが破損した納付書で納付が行われ、金融機関において納付日+2営業日後以後に納付書を読み込んだ場合はどのようなのでしょうか。</p>  | <p>【事務局】いずれの場合も、金融機関においては、「収納日」に「利用者が金融機関チャネルにおいて支払いを行なった日付けを個別に設定」するものと認識しています（第2回検討会資料3-2（5ページ）、資料3-3（2ページ）参照）。</p>  |
| <b>地方税統一QRコードの読取りテスト</b> |          |  |  |
| 3                        | 金融<br>機関 | <p>読取りテスト済のQRコード付納付書を地方税共同機構のサイトに掲載できないか。また、どの金融機関とテストを行ったのかも併せて掲載できないか。</p>   | <p>【地方税共同機構】</p> <p>ご質問の趣旨は、読取テスト済みの納付書のイメージデータの掲載と認識いたしましたが、地方税共同機構のホームページへの掲載につきましては、その必要性や活用方法等を考慮の上、今後検討させていただければと存じます。</p>  |
| 4                        | ベン<br>ダー | <p>資料1番号13</p> <p>金融機関におけるQRコードの読取テストについて、いつまでに結論を出す予定でしょうか。スケジュールをご教示ください。</p>  | <p>【事務局】第3回検討会において議論いただき、一定の結論を得たものと認識しています。</p>   |

地方税統一QRコードの活用に係る検討会（令和3年度第3回）への意見・回答

| 番号                      | 区分   | 意見  | 回答  |
|-------------------------|------|---|---|
| <b>QRコード読取エラー時の処理方法</b> |      |   |   |
| 5                       | 金融機関 | 「回答」にて「いただいたご意見を踏まえ、第3回検討会にて議題とさせていただきます。」となっている項目があるが、全てが回答・整理されておりません。各項目につき、未回答・整理部分については、別途見解をご提示頂きたい（例P5、番号「25」、「①金融機関の営業店での読取りを行う場合において、破損等により読取り不可となった場合には、納税者に納付書を返却のうえ、納付書から地方団体に照会を行っていただく」と記載があるが、この運用でよいのか否か等）。                               | 【事務局】いただいたご意見を踏まえ、第3回において対応策の提示をさせていただきました。御指摘の例示については、収納受付後に関しては、「QRコード破損等による読取りエラー時の処理方法」にある対応を検討いただきますようお願いいたします。<br>なお、金融機関窓口において収納を受け付ける否かなど収納受付前の運用については、各金融機関において判断いただくことを想定しております。  |
| 6                       | 金融機関 | <上記以外の場合>も、現行と同様、取次の形で指定金融機関に納付書と資金を送付する方法も認めてほしい（これにより、金融機関は券面情報に基づく一括伝送データ作成・送信のためのシステム改修を回避でき、QRコード読取りやMPN一括伝送への対応にパワーを集中できる）。   | 【事務局】<br>いわゆる「取次ぎ」を行ったとしても、納税者に不利益が生じる事態が発生する懸念がないような場合は、「取次ぎ」により対応することもあり得るかと考えられます。金融機関と地方団体の個別の協議の中で対応の可否をご検討ください。<br>（指定金融機関への「取次ぎ」の場合、指定金融機関に資金が到達した時点で収納を受け付けたという法的効果が生じるものと認識しています。したがって、納期限ギリギリに納付書が指定金等以外の金融機関へ持ち込まれ「取次ぎ」を行った場合、資金が指定金融機関へ到着し、収納が完了となった時点では、すでに納期限が過ぎており延滞金が発生する可能性も想定されます。） |
| 7                       | 金融機関 | <上記以外の場合>で指定金融機関への取次ぎが認められる場合、第3回検討会で総務省から回答のあった納期限ギリギリで納付した場合の延滞発生の可能性については、地公体が納付書の金融機関出納印で納付日を確認できるため、納税者に特段の不利益は発生しないのではないかと。   | 【事務局】<br>【事務局】いただいたご意見を踏まえ、第3回において対応策の提示をさせていただきました。御指摘の例示については、収納受付後に関しては、「QRコード破損等による読取りエラー時の処理方法」にある対応を検討いただきますようお願いいたします。<br>なお、金融機関窓口において収納を受け付ける否かなど収納受付前の運用については、各金融機関において判断いただくことを想定しております。   |
| 8                       | 金融機関 | QRコード読み取りエラー時について、「納付書の券面情報を元に一括伝送データを作成・送信する。」という案が提示されています。<br>納付書の券面情報では不明な項目の取扱いについても全てにおいて定義が必要と考えます。案の提示をお願いします。<br>（例1：固定値の項目の取扱い（払込手数料の加入者負担/払込負担等）：①金融機関側が固定値をデータ入力数、②桁数に合わせた0を入力、③ブランクとする<br>（例2：固定値でない項目の取扱い（税務事務所コード等）：①桁数に合わせた0を入力、②ブランクとする） | 【地方税共同機構】<br>納付書の券面情報に記載されていないデータ項目の入力の定義については、運用開始までに改めてお示しさせていただきます。<br>なお、例1としてご記載の固定値の項目の取扱いの想定は、原則として、金融機関側が固定値をデータ入力していただくものと想定しています。例2としてご記載の税務事務所コードにつきましては、桁数に合わせて0を入力いただくものと想定しています。  |

地方税統一QRコードの活用に係る検討会（令和3年度第3回）への意見・回答

| 番号                   | 区分       | 意見  | 回答  |
|----------------------|----------|---|---|
| <b>一括伝送方式事前取決事項等</b> |          |   |   |
| 9                    | 地方<br>団体 | <p>項目7</p> <p>検討会でも申し上げましたが、自治体と契約するのは地方税共同機構であるため、不渡り時の連絡は、契約上の責任の所在からも地方税共同機構からでなければいけないと考えています。（金融機関からの一報自体は問題ありません。）</p> <p>また、自治体の不渡りの連絡票を求めるのではなく、自動的に自治体あてに提出されるようお願いしたいです。</p> <p>不渡り時に返金するような運用をする場合、本市では会計規則上原則請求行為を受けて支払いが行われることになっており、本件の場合は、契約者である地方税共同機構からの請求を受けて、地方税共同機構又は金融機関の口座に返金することになると想定されます。また、収納できなかったということで逆に収納手数料については減額（支払い済みの場合は返金請求）になるものと認識しています。</p> <p>上記の運用は事務手続きが複雑になることから、あまり望ましいとは考えられず、項目5でも記載のとおり金融機関が確実性のない証券を拒否できるのであれば、原則確実性のない証券は受け取りを拒否してもらい、金融機関の判断で受け取りした証券が不渡りとなった場合は金融機関と納税者間で問題解決をして頂くような運用はできないでしょうか。ご検討よろしく申し上げます。</p> | <p>【事務局・地方税共同機構】</p> <p>ご意見も踏まえ、証券による収納に関しては、証券取扱いの可否を含め検討いたします。</p>  |
| 10                   | 金融<br>機関 | <p>資料4 一括伝送方式事前取決事項一覧（案） 項番8 収納金の入金日</p> <p>「またゆうちょ銀行については別途規定あり。」と記載がありますが、事前取決事項一覧の項番1のように他の金融機関・当行と書き分けられるイメージでしょうか。</p> <p>また、どのように規定されるか（「貯金事務センター取りまとめ日の翌営業日までに」等）お示しいただきたい。</p>  | <p>【地方税共同機構】</p> <p>ご質問のとおり、他の金融機関とゆうちょ銀行の取扱いを書き分けることを想定しています。</p> <p>なお、具体的な規定の仕方については今後検討させていただきます。</p>   |
| 11                   | 金融<br>機関 | <p>資料4 一括伝送方式事前取決事項一覧（案） 項番12</p> <p>QRコード破損等による読取エラー時の処理方法について、券面情報に基づきデータ入力を行うこととなるが、QR導入後は、当該券面情報が必ず納入済通知書に表示されることを、取決事項に明示していただきたい。（券面情報は数値で表示されるのか、数値への読替等が必要になるのかもあわせて示されたい。）</p> <p>また、当該対応を行う場合のデータフォーマットについて、券面情報等を例示の上、項目ごとのデータ設定例を示してもらいたい。</p>  | <p>【地方税共同機構】</p> <p>券面情報の納入済通知書への表示について、事前取決事項へ記載する方向で検討させていただきます。なお、券面情報は数値での表示となるため読替は不要です。</p> <p>データフォーマット及びデータの設定例については、今後MPN運営機構とも調整のうえ、運用開始までに改めてお示しさせていただきます。</p> |
| 12                   | 金融<br>機関 | <p>金融機関においては、本件に関する次年度の予算確保にあたり、QRコードへの対応に係るコスト面のほか、収入面である収納委託手数料の見込みについても予めしておく必要がある。</p> <p>地方税共同機構との事前取決事項は、来年3～4月頃に決定される予定とのことであるが、QRコードを活用した収納に係る委託手数料については、以上の点も踏まえつつ、適切な時期にお示しいただけるようご検討いただきたい。</p>  | <p>【地方税共同機構】</p> <p>収納手数料については現在検討中です。提示時期につきましても現時点で未定ですが、なるべく早いタイミングでお示しできるよう検討を進めてまいりますのでご理解ください。</p>  |

地方税統一QRコードの活用に係る検討会（令和3年度第3回）への意見・回答

| 番号                  | 区分   | 意見  | 回答  |
|---------------------|------|---|---|
| 13                  | 金融機関 | ゆうちょ銀行に係る送信期限の取扱いは別途定めないことにしたのではないか。  | 【事務局】第2回活用検討会の意見に対する回答（資料1 No.5・6）でお示しているとおり、ゆうちょ銀行においては全国に、かつ、都市部か否かにかかわらず多数の店舗を有しており、現行の収納事務（マル公）における実態を考慮すると、原則どおりの対応が困難な事案が相当程度発生することから、個別の取扱いを設けざるを得ないものと考えております。  |
| <b>NFdesk（仮）の活用</b> |      |   |   |
| 14                  | 金融機関 | 「NFdesk（仮称）及びスマホアプリ向けAPIについては、金融機関窓口における納付の場面においても、有効活用いただくことが可能」と資料（2ページ）に記載されている。<br>窓口のオンライン方式に対応している金融機関においては、オンライン方式に必要な収納情報をNFdeskで金融機関で照会を行い、窓口でオンライン方式収納ができるものと認識。<br>同資料には、「地方団体にとっても、多重納付防止や納付情報の即時連携が可能となる点でメリットがある」と記載されていることに加えて、一括伝送方式に対応せずとも、QRコードを付した納付書を窓口（オンライン方式）で収納できることから、少量の取引であれば一括伝送方式の対応は必ずしも必要がないと考えられるところ。<br>以上の認識で問題ないか。 | 【地方税共同機構】<br>今回ご紹介したWebシステム及びAPIは、「地方税におけるQRコード規格に係る検討会」の取りまとめで示されている「eLTAX操作」及び「スマホ操作」に対応するものとして、地方税共同機構で検討を進めているものであり、システム開発が進化したことから具体的内容を共有させていただいたものです。<br>一括伝送方式につきましては、「金融機関窓口」におけるQRコードを活用したデータ連携方法として、全ての金融機関が対応できる方法として採用が妥当であると金融機関の皆様を含め検討されてきたものと認識しております（MPNオンライン方式を活用し、地方税共同機構に対して納付番号等のMPN3情報が送られてきたとしても、地方税共同機構においては、各地方団体の課税情報と紐付けることができないことから、これに依らない方法として、QRコードに格納された情報をそのまま送付することが可能なMPN一括伝送方式を活用する方針で検討を進めてきた経緯と理解しております。）。 |
| 15                  | 金融機関 | 金融機関は、MPN一括伝送への対応に向けて、ベンダーを交えてシステム対応の検討を進めており、年内には概算見積りの完了が想定される。また、近日、全銀協による対応状況調査が行われる予定となっている。<br>このような中、このタイミングで金融機関のシステム内容の判断に影響を与える可能性のあるNFDesk（仮称）の活用を提案した理由は何か。   | 一方で、各金融機関において、一括伝送方式の導入に向けた検討について苦心されている状況などを検討会等でお聞きし、「金融機関窓口」でのQRコード対応を補助する手段として、地方税共同機構で開発している仕組みを有効活用いただく余地があるのではないかと考えた次第です。<br>これらのことを踏まえ、地方税共同機構として「eLTAX操作」及び「スマホ操作」に対応するためのシステムの検討・開発を進めるだけでなく、金融機関窓口での活用方法についても共有させていただきました。<br>なお、今般の地方税統一QRコードの取り組みにおいて、地方団体が納付書へQRコードを印刷するための基幹税務システム改修に対する投資効果を最大化するためには、全ての金融機関においてQRコード読込によるデータ伝送への対応が必要と考えております。少しでも金融機関における地方税統一QRコードへの対応のご検討にお役立ただけであればと考えておりますので、ぜひ有効活用いただければと存じます。           |

地方税統一QRコードの活用に係る検討会（令和3年度第3回）への意見・回答

| 番号                    | 区分   | 意見  | 回答   |
|-----------------------|------|---|--|
| 16                    | 金融機関 | <p>「金融機関窓口において納税者自身に本システムを活用いただくことも可能」とあるが、対応できる銀行、利用できる納税者が限定されることや、活用するには付属機器（プリンター等）も必要になる等の条件をきちんと示すべきではないか。</p> <p><b>【例】</b></p> <p>①納税者がページ4情報をATMで手入力する場合（MPNオンライン）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対応できる銀行は、ページATMを設置している銀行に限定される。</li> </ul> <p>②インターネット接続可能な端末やタブレットを窓口に設置し、納税者への操作支援を行う場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・利用できる納税者は、クレジットカード保有者、インターネットバンキング契約者（MPNオンライン、情報リンクの場合）、ダイレクト納付利用申込者（MPNダイレクトの場合）に限定される。</li> <li>・納付情報の手控えを希望する納税者のために、画面コピーを印刷するプリンター等が別途必要となる。</li> </ul> <p>③納税者自身のスマホ等で納付操作を行うよう案内する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・利用できる納税者はクレジットカード保有者に限定される。</li> </ul> | <p><b>【地方税共同機構】</b></p> <p>ご指摘ありがとうございます。</p> <p>例示いただいた内容をご認識のとおりです。</p> <p>基本的には、納税者ご自身が自宅等から納付することを想定して検討・開発を行っているWebシステムとなりますので、金融機関の皆様にご活用いただく場合には、各行の事情を踏まえた個別の事務運用の整理が必要かと考えます。</p> <p>地方税共同機構としても重要な情報については、適宜情報発信をさせていただくことを考えておりますが、検討上必要な情報がございましたら、ご意見をいただければと思います。（システム開発と並行しての情報提供となるため、詳細については開発工程の進展とともに確定していくこととなりますが、可能な限り情報は公開させていただきます。）</p>   |
| <b>スマホアプリ向けAPIの活用</b> |      |   |  |
| 17                    | 地方団体 | <p><b>■納付ステータスの即時反映について</b></p> <p>納付可否（ステータス）等を紹介するためのAPIの活用には、各地方団体がこまめに納付情報をアップする必要があると思うのですが、現在、当町のシステムはそのような機能に対応しておらず、令和4年度予算にもそのような改修内容を盛り込んでいないのですが、システム改修費用含め、ベンダー様を通じて各地域のシステム担当業者にどのようなスケジュールで情報が提供される見込みが御教授願いたいです。</p> <p>また、小規模自治体では、税の収納と滞納整理を兼任していることから、事務負担が増えること、更に、地方税共同機構様へのデータの納付情報の作成中にシステムの動作が不安定になるなど支障がでないか不安に感じています。</p>  | <p><b>【地方税共同機構】</b></p> <p>基幹税務システムの改修費用等につきましては、地方団体向けに公表している「地方税共通納税システム 対象税目拡大における見積参考資料」に改修事項等の想定を記載させていただくとともに、見積参考資料への質疑応答を随時更新する形で情報発信させていただいております。</p> <p>また、年度内には基幹税務システムから共通納税システムに納付書情報（納付情報）をアップロードするためのインターフェースに係る仕様書の案をお示しする予定です。</p> <p>これらの情報をご確認いただくとともに貴団体のシステムベンダーとも情報を共有いただき、運用開始に向けたシステム改修や事務の運用設計等をご検討いただければと存じます。</p> <p>なお、前記見積参考資料への質疑応答において、多くの地方団体から様々な視点でのご質問を頂戴していますので、ぜひご参考にしていただければと存じます。</p> |
| 18                    | 金融機関 | <p>API①(照会)について、共通納税システム以外のチャンネルで収納が行われた場合に地公体が可能な限り速やかに納付ステータスを最新化することで収納チャンネルを跨いだ多重納付の防止を実現可能とあるが、全ての地公体が納税情報を更新しない限り、完全な多重納付の防止は不可能ではないか。</p> <p>地公体の対応は可能なのか。</p>   | <p><b>【地方税共同機構】</b> 御指摘のとおり、完全に多重納付を防止するためには、全ての地方団体が全ての案件について直ちに納付ステータスを最新化する必要があります。各地方団体において、費用対効果を踏まえて対応の可否を検討されるものと考えています。</p>  |

地方税統一QRコードの活用に係る検討会（令和3年度第3回）への意見・回答

| 番号          | 区分       | 意見  | 回答  |
|-------------|----------|---|---|
| <b>帳票審査</b> |          |   |   |
| 19          | 地方<br>団体 | <p>第3回検討会でQRコードの読み取りテストは、実際にQRを納付書に印刷して少なくとも指定金融機関等との間で行うとのことと理解しました。</p> <p>ところで、第2回の資料4（運用開始に向けた課題等について）の9ページの今後のスケジュール（想定）に記載の地方団体R4.6～8の「帳票審査」はどのような審査（審査項目・レベル、審査をする機関）を想定されているのでしょうか。詳細が不明なためご教授くださいますようお願いいたします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・帳票審査時にはQRコードが印字されていなくても問題ないでしょうか（QRコードの読み取りテストとは別件か）。</li> <li>・案件特定キー、確認番号等の印字内容・位置の審査でしょうか。</li> <li>・用紙の種類も本番運用相当の用紙での審査が必要でしょうか。</li> </ul> | <p>【事務局】第2回活用検討会の意見に対する回答（資料1 No.37・38）でお示しているとおり、帳票審査の内容、スケジュール等については、個別の団体・金融機関ごとに必要な内容、期間等が異なると考えられます。スケジュールに記載の時期・期間を参考に、令和5年4月からの運用開始に間に合うように関係機関と調整をお願いいたします。</p> <p>なお、コンビニ事業者及びゆうちょ銀行における帳票審査については、別途提示される予定です。</p> |
| 20          | 金融<br>機関 | <p>資料1 項番10</p> <p>「納付書の様式については、各地方団体で判断されるものと考えています」とのことですが、QR導入を機に様式を見直される地方団体はあると思われます。納付書は原則3連様式（左から①納入済通知書、原符、領収証書）とするなど一定の基準を決めることができないか。</p>   | <p>【事務局】別途検討が行われている地方税務システム標準化の動きを踏まえ、MPN標準帳票に準拠した3連式の帳票とすることなどが考えられますが、現時点で統一的な基準を定めることは難しいと考えております。</p>   |
| 21          | ベン<br>ダー | <p>資料1 番号12</p> <p>MPN帳票・カク公（MT様式など）・マル公の帳票作成基準について、公開時期（予定）をご教えてください。</p>  | <p>【ゆうちょ銀行】現在、関係先と調整中ですので、もしばらくお時間をいただきますようお願いいたします。</p> <p>【MPN運営機構】MPN標準帳票に準拠した帳票を作成されたい、というご質問として回答します。地方税共同機構、ゆうちょ銀行と相談のうえ、どのような資料をいつ公開をするのかを検討します(遅くとも年度内を想定します)。</p>  |

地方税統一QRコードの活用に係る検討会（令和3年度第3回）への意見・回答

| 番号                              | 区分   | 意見   | 回答   |
|---------------------------------|------|--|--|
| 22                              | ベンダー | 資料1番号12<br>ゆうちょ銀行における審査・テストについて、地方団体はテスト帳票の予算を確保する必要があります。審査・テストの要件の公表時期（予定）をご教示ください。  | 【ゆうちょ銀行】現在、関係先と調整中ですので、もしばらくお時間をいただきますようお願いいたします。  |
| 23                              | 金融機関 | 地方団体様のQRコードを付したマル公帳票、カク公帳票の標準的な調達スケジュールをお示しいただきたい。（スケジュールに合わせて帳票承認の基準、承認手順の作成等を行いたいものです。）  | 【事務局】帳票の調達スケジュールについては、令和5年度の運用開始に間に合うよう地方団体の実情に応じた検討・調整されるものと認識しておりますが、まずは構成団体への調査を行った上で提供させていただきます。   |
| <b>帳票関係</b>                     |      |  |  |
| 24                              | 金融機関 | ベンダーが問題提起（第2回検討会への意見・回答NO.32）しているとおり、QRコードの破損の原因として、金融機関が出納印を誤ってQRコード上に押印するケースが考えられる。<br>このため、出納印を押した場合のシミュレーションを行い、押印がQRコードへ被ってしまう可能性が高い場合は、別途位置の変更等の検討が必要ではないか。  | 【事務局】QRコードの誤り訂正能力を踏まえると、重複による読取りへの影響は小さいものと考えますが、各金融機関におかれては、可能な限り押印の際にQRコードに重なることのないようご注意ください。  |
| 25                              | ベンダー | 第2回検討会の【資料1】5ページ番号32の回答において、「「地方税統一QRコードであることが分かるような表示」についても検討して参ります」とあります。検討結果の公表時期（予定）をご教示ください。  | 【地方税共同機構】ご質問の「地方税統一QRコードであることが分かるような表示」を地方団体の発行する納付書に印字等いただくためには、地方団体における調整等も必要なことからなるべく速やかにお示しさせていただくことが必要と考えております。<br>公表時期については未定ですが、いただいたご意見も踏まえ速やかに検討を進めさせていただきます。 |
| <b>金融機関窓口における地方税統一QRコードの取扱い</b> |      |  |  |
| 26                              | 地方団体 | 地方税統一QRコードが印字されていない納付書の取扱いについて<br>地方税統一QRコードが印字されていない納付書（令和4年度以前の納付書やQRコード対応していない税目の納付書など）が当該納付書に係る地方団体の指定金融機関、収納代理金融機関等でない金融機関の窓口を持ち込まれた場合、当該納付書は、金融機関の窓口において支払いできない（金融機関窓口において支払い不可であることをお客様に伝達する。）という認識で正しいでしょうか。 | 【事務局】地方税統一QRコードの印字がない納付書については、従前の地方自治法上の指定金融機関等における取扱いと同様となります。  |
| 27                              | ベンダー | 郵便振替払込票にQRコードを印刷した場合、ゆうちょ銀行以外の金融機関でも受け付けてもらえるのでしょうか。   | 【事務局】地方税統一QRコードが印字された納付書については、地方税共同機構が収納事務を委託する金融機関において取扱いが可能なものと考えます。   |

地方税統一QRコードの活用に係る検討会（令和3年度第3回）への意見・回答

| 番号                  | 区分   | 意見  | 回答   |
|---------------------|------|---|--|
| <b>納付可能な金融機関の周知</b> |      |   |  |
| 28                  | ベンダー | 資料1番号44<br>令和5年4月以降、地方税統一QRコードに対応する金融機関が随時拡大していくと認識しておりますが、納付書に記載する金融機関を都度書き換えることはできません。納付書にどのように記載すべきか、指針を示していただきたいです。 | <b>【地方税共同機構】</b><br>地方税統一QRコードへの取組にあたり、金融機関と地方税共同機構間の接続テスト等を予定しているため、金融機関の対応状況については、ある程度地方税共同機構において把握することが可能と想定しております。<br>例えば、金融機関の対応状況について地方税共同機構のホームページ等に掲載するとともに、納付書へ記載する支払可能な金融機関については、指定金融機関を含む主要な金融機関を記載いただき、詳細な一覧は前記ホームページをご案内いただくような方法が考えられるのではないかと想像いたしますが、詳細については今後検討のうえ、改めて情報発信させていただきます。 |
| <b>コンビニ収納関係</b>     |      |   |  |
| 29                  | ベンダー | 番号11<br>コンビニ事業者の読取テストについて、地方団体はテスト帳票の予算を確保する必要があります。検討結果の公表時期（予定）をご教示ください。  | <b>【代理収納サービス協会】</b><br>テストに関する統一ルールの策定とあわせて、テストの簡素化をはかるべく検討を進めております。この内容に関しては、今年度(2022年3月まで)中のガイドライン改定のタイミングと同じくご案内できればと考えております。<br>また、検討会の中で示されている、カク公帳票、MPN標準帳票以外の帳票におけるQR印字位置に関しては、前述のガイドライン改定の中であわせて規定すべきと考えております。   |
| 30                  | 金融機関 | 現行のコンビニ収納では地公体が納付書作成にかかる印刷業者変更、納付書を作成するプリンターの変更等があった場合、納付書バーコードの読取テストを行っているが、QRコードについても、同様の運用を行うことになるのか。                |  |
| 31                  | 地方団体 | コンビニ収納について、コンビニバーコードとQRコードをどの程度離す必要があるか等、何か基準が示されるのか。   |  |
| <b>印紙税の取扱い</b>      |      |   |  |
| 32                  | 金融機関 | 現在、指定金先・収代先ではない地公体の納付書を受け付けた場合、振込と同様に5万円超の領収書に印紙貼付を行っているが、QRコード付納付書の領収書への印紙貼付の要否について明確化していただきたい。                        | <b>【事務局】</b> 地方税統一QRコードを活用したeLTAX経由の収納において、収納を行った金融機関で発行される領収証書については、印紙税法第5条第1項第3号別表第三に規定される文書に該当するため、印紙税は非課税となり、印紙貼付は不要であると考えます。  |



地方税統一QRコードの活用に係る検討会（令和3年度第3回）への意見・回答

| 番号              | 区分       | 意見  | 回答  |
|-----------------|----------|---|---|
| <b>地方公金への拡大</b> |          |   |   |
| 33              | 地方<br>団体 | 資料1項番56<br>「・・・まずは、地方税の全税目で活用できるような制度改正を検討して参りたいと考えています。」について、令和5年4月から「4税目以外の税目（普通徴収）についても、希望する地方団体はQRコードを活用することができる」と理解しています。<br>令和3年12月、令和4年3月に予定されている税制改正、法令改正により、制度上はすべての地方団体がすべての地方税について、QRコードによる公金収納を行うことができるとの理解でよいか。<br>また、各制度所管省庁が受け持つ料金等について、QRコードによる公金収納への対応がどの程度の進捗状況なのか共有いただきたい。                         | 【事務局】前段についてはご認識のとおりです。<br>後段については現時点でお示しできることはございません。ご理解いただきますようよろしくお願いいたします。                   |
| 34              | 金融<br>機関 | QRコード収納の取扱方法に一定の目途が付いたタイミングで既存の公金収納との違いを洗い出し、原則QRコード収納の取扱いにあわせることをルール化していただきたい。取扱方法が二重化することは事務負担かつ誤取扱いのもととなり、地方団体と金融機関双方にとってデメリットとなる。<br>金融機関から地方団体にQRコードと同じ取扱い（取扱方法や料金など）が要望できるルール作りをしてほしい。（〇〇年までに統一するなど）  | 【事務局】御意見については各制度所管省庁とも共有してまいりますが、まずは、地方税の全税目で活用できるような体制を整備して参りたいと考えています。                        |
| <b>スケジュール</b>   |          |   |   |
| 35              | 金融<br>機関 | QRコード運用開始に向けた課題等への対応については、子細な点での追加調整等は必要なものの、第3回検討会の議論をもって概ねの方向性は整理できたものと思料される。<br>第2回検討会の資料4：9ページ「今後の想定スケジュール」では、本検討会は本年12月以降も順次開催することとされているが、金融機関としては、2023年4月の運用開始が迫るなか、本検討会で示される方向性に基づき事務フローの整備やシステム改修等の検討をさらに加速させていく必要があると認識している。<br>QRコード運用開始に向けた課題等への対応に係る検討会としての取りまとめ時期などを含め、今後の検討スケジュールをできる限り前広に明らかにしていただきたい。 | 【事務局】これまでの議論を踏まえ、中間取りまとめをさせていただいた上で、関係者間で共有が必要な点については、今後も情報提供等に努めて参ります。                         |
| <b>その他</b>      |          |   |   |
| 36              | 金融<br>機関 | 指定金融機関である金融機関が、金融機関の事情により、2023/4に地方税統一QRコードの読取対応が間に合わない場合、本件の対応はどのように整理されるのでしょうか。   | 【事務局】本件については、すべての金融機関とすべての地方団体が足並みを揃えて対応することが重要だと考えております。令和5年4月の運用開始に向け、準備を進めていただきますようお願いいたします。 |